

期間業務職員（障害者雇用）の募集について

業 務 内 容	一般行政事務の補助的業務 ・ パソコンを使用した資料作成 ・ 電話対応 ・ 簡単な清掃 など職員の補助業務 ※ 障害の程度や状況を勘案し、業務分担を相談させていただきます。
募 集 人 数	若干名
募 集 対 象	以下の条件を満たしている方 1 次に掲げる手帳等の交付を受けている方（雇用期間において有効であること） ① ・ 身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳 ・ 身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）が作成した診断書又は意見書（ただし、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） ② 都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が交付する療育手帳若しくは児童相談所、知的障害者福祉法第9条第6項に規定する 知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進に関する法律第19条の障害者職業センターにより知的障害があるとされた判定書 ③ 精神保健福祉法第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳 2 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められること 3 基礎的なPC操作（Word、一太郎、Excel、PowerPoint等）が可能なこと 4 雇用期間中継続して勤務することができること 5 次のいずれにも該当しないこと ○ 日本の国籍を有しない者 ○ 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ○ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
採用予定日	令和 8 年 4 月 1 日
雇 用 期 間	採用の日から令和9年3月31日（採用後1か月間は条件付採用期間） ※ 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。
勤 務 地	応募者の居住地等を勘案し下記勤務地いずれかの配置となります。 ○関東管区警察局（埼玉県さいたま市中央区新都心2－1さいたま新都心合同庁舎2号館）

	○関東管区警察学校（東京都小平市喜平町二丁目5番1号） ○関東管区警察局各県情報通信部（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）（各県庁所在地）
給 与 等	○ 日給 9,570 円～12,224 円程度（さいたま市の場合）（学歴、経験年数等を勘案して支給します。） ※ 法改正により変更される場合があります。 原則として毎月16日支給（給与期間（月の初日から末日）の勤務実績に基づき、原則として翌月16日に支給） ○ 諸手当 ・ 通勤手当（1か月当たり上限150,000円、定期券にあつては6箇月定期券分の金額を支給） ・ 超過勤務手当（実績に応じて超過勤務手当が支給されます。） ・ 賞与（6月期・12月期、一定の要件を満たした場合に支給されます。） ・ 退職手当（一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され、退職手当が支給されます。）
加入保険等	雇用保険、健康保険（警察共済組合）、厚生年金保険に加入 ※ 国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。 ※ 再採用により引き続き1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険についても警察共済組合に加入することができます。
身分・服務	一般職 国家公務員（非常勤職員）、国家公務員法を適用
勤 務 条 件	1 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※ 時間変更可 （休憩時間 午後0時から午後1時） 2 休暇 土・日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、年次休暇10日（雇用日から6か月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合に、次の1年間分として付与。再採用時には翌年に繰り越し可。）等
応 募 方 法	<u>ハローワークを通じてお申し込みください。</u> 1 提出書類 ① 履歴書（3か月以内に撮影したカラー顔写真付、確実に連絡のつく電話番号を明記すること。） ② 職務経歴書 ③ 作文（様式自由、800字程度） 「良い人間関係を作るために心がけていることについて、これまでの経験を踏まえて述べて下さい。」 ④ ハローワーク紹介状 ※ 業務遂行上必要な配慮を確認させていただくため、履歴書の余白に障害名と等級及び就業に当たっての配慮事項をご記入ください。 ※ 同意いただける方は、障害者手帳の写しをご提出ください。

	2 提出方法 ① メールの場合 Kanto.jinji@npa.go.jp ② 郵送の場合 提出先 〒 330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 関東管区警察局 総務監察部警務課 人事係 宛 特定記録等の配達状況が確認できる方法で郵送すること。 （封筒の表面に、赤字で「期間業務職員応募書類在中」と記載のこと。） 3 提出期限 令和7年11月7日(金)必着 ※ 応募者多数の場合は早期終了する場合があります。
選 考 方 法	1 次選考 書類審査、作文試験 2 次選考 面接試験 ※ 書類審査（1次選考）を通過し、2次選考（面接試験）を行うこととなった方に対してのみ、2次選考の日時等をご連絡させていただきます。 ※ 応募の秘密については厳守します。応募書類に記載されている情報は、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却しませんので予めご了承ください。
特 記 事 項	○第一次選考に合格した方は、さいたま新都心合同庁舎第2号館関東管区警察局庁舎内にて、業務説明会及び第二次選考（面接試験）を実施いたします。 詳細は、対象の方にご連絡します。 ○勤務地によって車通勤が可能となる場合がございます。
お問合せ先	関東管区警察局 総務監察部 警務課人事係 電話：048-600-6000 内線 2635・2636（平日 9:00～17:00） メール：kanto.jinji@npa.go.jp